

令和5年12月愛荘町議会定例会会議録

令和5年12月12日（火）午前9時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第65号 愛荘町少年センター設置条例
- 日程第 3 議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第67号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第68号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第69号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 議案第71号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第72号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第73号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4、日程第8から日程第10

出席議員（14名）

1番 久保田 正利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 森 野 隆 君	6番 村 田 定 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君

13番 辰 己 保 君

14番 村 西 作 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	西川傳和君
総務政策監	生駒秀嘉君	福 祉 政 策 監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君
産 業 政 策 監	北川三津夫君	経 営 戦 略 課 長	田中孝幸君
行革・DX推進室長 兼公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君	くらし安全環境課長	水谷徹也君
福 祉 課 長	小林充周君	子 ども 支 援 課 長	重田祐史君
住 民 課 長	楠 真二君	農 林 振 興 課 長	山本拓也君
商工観光課長	阪本 崇君	建設・下水道課長	羽田順行君
学校教育担当課長	奥村 晃君	生 涯 学 習 課 長 兼国スポ・障スポ開催準備室長	陌間秀介君
図 書 館 長 兼びんてまりの館館長	三浦寛二君		

事務局職員出席者

書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（村西作雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、上林教育次長と森議会事務局長から欠席届が出ておりますので報告します。

◎議事日程の報告

○議長（村西作雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（村西作雄君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日12月12日に引き続き、3名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 河村善一君

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） おはようございます。10番、河村善一です。一般質問を行わせていただきます。

質問通告では1番目、竹藪及び雑木林の現状と今後について、2、小中学校の掃除について、3、中学校への進路と愛荘16年教育について、4、愛荘町でも住民参加の推進に関する条例が必要ではないかについて、順次、一問一答で質問させていただきます。

まず1、竹藪及び雑木林付近の現状と今後について質問させていただきます。

あるお家へお伺いしようとしていたとき、玄関前の道路に動物の糞がしてあり、「これは犬の糞ですか」とお尋ねしたところ、「犬の糞ではなくて狸の糞です」とおっしゃった。そして、「近くの竹藪に住み着いている狸が同じ場所にして困っている」とおっしゃっていました。竹藪や雑木林には、狸だけではなく狐も住んでいるし、その他の小動物も住んでいて困っているとのことでありました。

このような場合、住民から町に苦情が寄せられたりしたら、町は所有者に対し空き地等の所有者、占有者または管理者及び資材等の集積場の所有者等に適切な管理を促

し、必要な助言及び指導に努めなければならない（愛荘町の環境保全条例第18条）とあるが、実際に指導、助言されたことがあるかお伺いいたします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　空き地の適正管理につきましては、やすらぎを覚える愛荘町の環境保全条例第18条に基づき、町長は所有者等に適正な管理を促し、必要な助言及び指導に努めなければならないと規定をしております。

これまで様々な事由によって放置されている竹藪や雑木林について、近隣住民の方からの相談等があれば、随時内容を確認しております。

その上で、現地確認後、改善措置が必要と判断した場合は、条例に基づき所有者に対し改善通知を送付するなど、適宜対応しているところでございます。

○議長（村西作雄君）　　10番、河村善一君。

○10番（河村善一君）　　ありがとうございます。現状、竹藪及び雑木林は現在、どちらかというと負の財産となり、適切に管理しているよりも放置されているのが現状であります。また、周りに家が建っているところもありますし、田んぼのところもあります。近くで私ども田んぼを作らせていただいているわけですが、大変現状は困っている、竹が田んぼに倒れてきますし、またタケノコができるとはいうものの、もう1年経てば立派な木となって田んぼに接近してきているのが現状であります。こういうなんが現状でありますので、今後、現状をやはり良くするために、所有者等に適切に指導していただきたいと思いますと思うところであります。

次の質問に行きます。何人かの所有者がある場合の指導はどうされているのか。1人でお持ちの場合でもなかなか大変でありますし、何人もの所有者の場合もっと大変だと思うのですが、実際の対応はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　管理不良と判断した場合には通知等を郵送しておりますが、個人ではなく複数人名義の所有の場合、それぞれの所有者に対し通知を行っております。その中で、御連絡が取れた所有者から聞き取りを行いまして、今後の対応について協議をしているところでございます。

○議長（村西作雄君）　　10番、河村善一君。

○10番（河村善一君）　　次の質問になりますが、何とか話し合いをして解決しようとしている自治会も多くあると思います。その相談と専門的なアドバイスをされている

のかどうかお尋ねいたします。放置されて管理されていない竹藪及び雑木林については、何とか話し合いをして解決しようと取り組まれている自治会があると聞き及んでおりますし、実際にそれに向かって取り組んでいただいております。実際のところ、なかなか大変であるし、長時間かかり根気のいる取組であるとお聞きしております。そこで、町行政として、自治会との相談、専門的なアドバイスを積極的にしてあげてほしいと思いますが、町はどこまでできるのかお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　やすらぎを覚える愛荘町の環境保全条例第8条及び第9条には、町民及び事業者は所有または管理する土地を適正に管理することを遵守しなければならないと規定されておまして、基本的には土地所有者に適正に維持管理していただくことが前提と考えております。

土地所有者を特定して、地権者と直接お話し合いを頂き、改善に向けた取組をされている自治会もあると聞き及んでおります。しかしながら、相続の問題や遠方に居住されている等、なかなか解決に至らない案件も見受けられます。

今日まで様々な相談がある中、町から所有者への働きかけにより、立木の伐採や剪定、除草作業等改善されたケースも多数ございます。

今後も引き続き、土地所有者への連絡及び対応策等を協議し、町の環境と住民の良好な生活環境を確保してまいります。

○議長（村西作雄君）　　10番、河村善一君。

○10番（河村善一君）　　町内でお困りの自治会もほかにもあるとお聞きしております。その場合、どこに尋ねて行けばいいのか、相談に乗ってもらえるか、相談窓口があるのかお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　竹藪や雑木林等を含む管理不良状態の土地については、くらし安全環境課が窓口となります。また、相談の内容により、滋賀県湖東環境事務所や弁護士相談、また関係各課とも連携をし、総合的に対応をさせていただきます。

○議長（村西作雄君）　　10番、河村善一君。

○10番（河村善一君）　　このことについて全般にわたってのことになりますが、再質問したいと思います。昨年度から今日までどの程度の相談件数があり、どのような

問題があったのが第1点、そのうち解決案件は何件あったのか、また所有者が特定できない場合、どこまで行政は追いかけることができるのか、3番目、自治会や近隣が努力されていることに対して、活動支援及び補助金や交付金等は受けられないのかをお尋ねしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。まず、どの程度の相談件数というようなところでございますが、空き地の苦情対応件数につきましては、令和4年度で17件、また令和5年度は11月末現在で9件でございます。また、どのような問題が多かったのかといった部分につきましては、主にでございますが、所有地の草、木の繁茂によります苦情が多数を占めておりまして、都度、現地確認と所有者の確認を行い、通知のほうをさせていただいております。その他の案件といたしましては、騒音なり野焼き等の相談も年数件ございまして、都度対応のほうをさせていただいているところでございます。

また2点目の解決案件の数でございますけれども、こちらにつきましては、解決案件も含めて、先ほど件数のほうを言わせてもらったんですが、その内訳を順次申し上げますと、令和4年度で対応済みで12件、そして調査中で2件、対応中で2件、未対応が1件でございます。また、令和5年度につきましては対応済みが4件、調査中が2件、対応中が2件、未対応が1件でございます。

3点目に所有者が特定できない場合の行政の指導の部分でございますけれども、やむを得ずですけれども、所有者が特定できない場合につきましては、納税義務者からの聞き取りでありますとか、また近隣の方からの聞き取りでありますとか、また土地の登記簿等からの調査をさせていただいているところでございます。

また最後に4点目でございますが、活動支援というようなことで補助金なり交付金等が受けられないのかといった部分でございますけれども、こちらにつきましてはあくまでも個人所有地でありますことから、土地所有者による適正管理が前提であるといったところでございまして、行政として土地の調査なり所有者への改善通知は、改善依頼等はできても、自治会や関係者に対して補助金や交付金等の活動支援等については困難であるというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君）　　10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 私の自分の住んでいる集落の周りを見て見ますと、沓掛はあれですけども、中宿、石橋、愛知、磯部等、ほかのところでも、もう見るところに各集落には1か所以上、そういう困ってるということじゃなくても実際には、昔は竹藪というのは農業にとっては非常に重要な稲架掛け、あるいは家にとっても竹で壁を塗るというようなことはあったんですけども、現在、やはり時代状況が変わって負の遺産となりつつあるのではないかなど。相続の問題等、いろいろ難しい問題もできてきているのではないかなというように思うわけです。個人の所有のところでありますので、自治会長もなかなか踏み込めないところはありますけれども、実際には何とか解決して、その地域を解決していきたいという希望は非常に持たれていて、相談も受けるわけですけども、我々も何度も行政と相談してぜひ進めていってほしいと、知恵をもらってやってくださいよということしか言いようがないので、今後とも相談に乗ってやっていっていただきたいと思ひますし、たまたま沓掛の場合は地籍を行いましたので、地籍をしたところではやはり場所の確定ができて非常に開発も進んでいったと。愛知川小学校の前に空き家があり、裏に竹藪が随分ありました。そこは個人企業のところが開発して住宅分譲をされていって、今、1件のところが7件も家が建ってきたわけであります。有効利用されていくようにぜひ進めてもらいたいと思ひますし、区長さんは1年おきに交代をなさいますので非常に御苦労が多いというようにお見受けをしたので質問いたしましたし、空き家対策で空き家を随分前に進めてきたらと思うんですけども、やはりこの竹藪、雑木林のところについては、その家の周りも案外空き家になっているところが多く見受けられますので、何とか前向きに今後は検討していただきたいというように思ひます。

次の質問に移ります。小中学校の掃除についてであります。

小中学校の掃除の現状についてお尋ねいたします。コロナ禍前は、各学校とも熱心に学校の清掃をされていたと思ひますが、コロナ禍のときに生徒自身による学校の掃除があまり行われなかったとお聞きいたします。現在の小中学校の掃除はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

掃除の取組につきましてはコロナ禍以前の状態に戻り、現在は全校一斉に行っております。小学校におきましては、お昼休み終了後約10分から15分の間、中学校に

おきましては6校時終了後約10分間、それぞれが分担している各教室等を、児童生徒自身が掃除をしているところでございます。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 学校での掃除は教育の一環と考えるが、教育長の見解を問う。児童生徒は学びに専念し、清掃は用務員さんとか専門家に任せるべきだとの考えもあります。1日15分程度の学校掃除は行うべきと考えますが、教育長の考えをお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、学校での掃除は教育の一環と考えております。清掃活動は、学校生活で児童生徒全員が自ら取り組むことができる活動の1つであり、当番の役割と働くことの意義を感じる活動であります。本来、掃除の目的はきれいにすることではありますが、それ以外の目的といたしましては、勤労観を養うこと、協力すること、分担すること、思いやりを養うこと等が挙げられます。

学校生活では、児童生徒同士が掃除に取り組み、基本的な生活習慣の形成や勤労の意義、尊さの体験など、日常的な人格形成に必要なことを学ぶことができる教育的効果がございます。

こうしたことから、学校での掃除は、児童生徒が清掃活動への意識やその喜びを体感するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協調性、主体性、責任感等の心を育む、つまり社会性を身につける大切な活動の1つと考えております。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 学校掃除も大切な学習時間であり、掃除教育の広がりとしてインターネット検索をしてみましたら、ある新聞記事が紹介されていました。今、学校での掃除教育が脚光を浴びていると。記事によると、小学校で児童が取り組む掃除時間は1日に15分、しかし年間で考えると約60時間、1つの教科に相当する時間になるとのことです。確かにこの時間を有効に使えると本当に充実した掃除になるのではないかなということを思いますし、学校がきれいになるということは素晴らしいことだと思います。企業でもトヨタ方式、トヨタお家片付けとかいろいろ本もあつたりいろいろ出ているわけですが、整理整頓することが企業繁栄、あるいは企業の発展につながるというように思うわけです。やはり私もそうなんですけど、

身の回りがきれいになっていると思考力も良くなり物事が進んでいくということになってくる、どちらかというやはり探し物が多くなってしまって、整理整頓できてないとそういうところにあるかと思えます。

そういう意味においては、やはり掃除をせよということとともに、掃除の必要性をやはり学校で説いていただいてやっていただきたいと思うんです。自治会に帰って見たときに、今、学校は荒れてるよ、あるいは今、学校は落書きあるよということも耳にすることがあるわけですが、そういうところは教育長、耳に入っているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えいたします。

今おっしゃってるのは中学校の現状ということだと思いますけれども、残念ながらこれはもちろん一部生徒によるものだと思いますけれども、そのような落書き、あるいは若干のその損傷といいますか、損害を負わすということがあるということは聞いておるところでございます。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 私も現場そのものを確認したことがないので、実際にどこどこが悪いということも言うことを申し上げることは控えたいと思うんですけど、保護者の方から、やはり今の中学校は落書きがあり荒れている、掃除もできてないというようなことを児童から、保護者からお聞きをいたしましたので、掃除が徹底できているならば、やはり掃除を頑張ってやっていただきたいと思うんですけれども、やはり掃除が現状、教育長が述べられたように全校でちゃんとできているならばいいんですけれども、それがやはり毎日じゃなくて週1回、あるいはしない雰囲気であるならば、それはやはり率先して生徒会、あるいは自主的にでもやっていくように進めていくべきではないかというように考えておりますが、教育長のお考えをお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

町内の全ての学校園につきましては、本当に貴重な皆さんの税金から校舎棟が新しくなったりというふうなことで、子どもたちがそこで生活をしているわけでございます。そういう重みを日頃からしっかりと子どもたちに指導していく、そして今、議員

御指摘のとおり、子どもたち自らが、やはりこの校舎というのは自分たちのものだけではなくて、やっぱり地域の宝でもありますし、そして次の後輩たちにしっかりとバトタッチをしていくものである、そういうふうなことを子どもたち自身もしっかり心の中に刻んで、子どもたち自身が、例えば生徒会を中心に自分たちの普段学校生活を送っているそういう学び舎を、どのように気持ちの良い、そして来てくださる方にも本当に気持ちの良い印象を与えるそういうものにしていくか、これは本当に大事なことであるというふうに考えております。清掃活動はその1つの手段でありますし、ほかにもいろんな方法があろうかと思えます。そうした部分、子どもたちとそして教員あるいは保護者、地域の方々一体になってそうした機運も醸成しながら、今後私ももできることをサポートしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ありがとうございます。

次の問題ですけれども、小学校のトイレ清掃お助け隊の学校園ボランティア活動についてお尋ねいたします。11月28日の新聞折込みの中に、愛知川小学校のボランティア通信・ふれ愛が入っていました。そこには、毎月1回トイレ清掃をされているトイレ清掃お助け隊の記事があり、「子どもだけでは落とすことできない汚れをきれいにしてくださっています。子どもたちはいつでも感謝の気持ちを持ってトイレを使ったり掃除したりしています」と載せられていて、地域ボランティアの方々の活動の様子がうかがえました。そのほかにも、花いっぱい咲かせ隊、学校飾り隊、家庭科教え隊等が紹介されていましたが、ほかの小学校、中学校での学校園支援ボランティアの活動はどんなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

現在、小中学校の学校支援ボランティアの活動につきましては、各学校の学校支援地域本部の地域コーディネーターが学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整等を行ってくださっております。各校ごとに違いはございますが、学校の要請に応じて、できる人ができるときに自発的に活動してくださっているのが特色であります。

活動例といたしましては、学力補充や家庭科でのミシン操作、田植や稲刈り活動等の学習活動支援、登下校での付添いや青パト巡回による安全確保支援、読み聞かせによる読書活動支援、花植えや除草作業等の校内外の環境支援等、多岐にわたりまして

教師や児童生徒たちと一緒に活動をしてくださり、よりよい学校づくりに御協力を頂いているところでございます。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 学校ボランティアスクール、学校と家庭、地域が力を合わせて地域とともに学校づくりをしていくということで、各学校園取り組まれていると思います。この11月の折込みとともに、6月にも折込みが入って、年2回、聞きましたら入れられているようであります。6月には夢を語り隊、地域の企業の方がその夢をその企業が取り組んだ気持ち、あるいは子どもたちにこういうように自分の職が素晴らしいよということを教えられる、また昔の遊びを伝え隊、勉強を教え隊、学校ボランティア版ということで、6月のときはそういうような事も紹介されていました。非常に学校と地域とそのボランティアされている方も、ある意味、喜びを持ってされているのではないかなというように思うわけです。このことともに、私は小学校の方にお聞きしまして、11月にこの新聞折込みが入ったので、どうでしたかというように結果を聞いたら、6月にはボランティアの裏に申込みが書いていまして、それは6月はゼロだったそうです。なかなか控えめで、でも11月に入ったら五、六人の申込みがありましたというようなことも、効果が出てきているし、そういうようなことに対するコロナ開けでもあるし協力しようという方が増えてきているんだなど、僕はいいことなんだなど見させていただいています。私はなぜ、小学校はそうなんですけれども、やはり中学校でももっと受け入れてこういう活動がされていくといいのになど。どちらかという、中学校は扉がしっかり閉まってなかなか入りにくいという表現をすると何ですけれども、そういう活動をより多くの方にされていて、学校を見て皆さんで協力してやっていくという雰囲気づくり、学校づくりをされていくといいのかなと思ったりするわけですが、教育長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

私も議員の御指摘と全く同感でございまして、やはり学校にとりましては地域のお力というのは大変大きなものがございます。それは、幼稚園も小学校も中学校も同じでございます。中学校のほうは確かにまだ小学校ほど進んでいない現状はございますけれども、今、コミュニティスクールというものも組織されておりますので、例えば学校運営協議会の委員の方が中心になっていただいて、学校の中に花をたくさん飾る

うというふうなことを行っていただいておりますし、また読書活動の推進にも一役を担っていただいているということがございますので、議員御指摘のとおり、学校からももっともっと積極的に声をかけ、そして地域の方々に御協力いただきやすいような雰囲気をつくりながら進めていくことが肝要ではないかというふうに思っております。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） どちらかという、小学校は地域にもあり、入りやすいとか、そういうところもあるかと思えます。中学校はなかなか関わり合いが難しいところもあるかと思えますので、今後、教育長がおっしゃるように、やはり地域の人たちをどうやって受け入れるか、我々も何がお手伝いできるのかというようなところがあれば、もっともつつながり、深堀りとか、そういうようなこともできるのではないかなというように思えますので、今後、課題として研究していきたいと思えますし、私ももう何かできることはないかなと探していきたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。中学校への進路と愛荘16年教育についてお尋ねいたします。

自信を持って地元の中学校へ入学してもらいたいと思っております。小学校6年生の保護者の方に御意見を聞くと、自分の子どもの中学校進路をどうしようか悩んでいるとお聞き及びいたしました。県立中学校、私立中学校の体験1日入学とか説明会を聞きに行かれていますとおっしゃっていました。ぜひ地元の中学校に入学していただきたいと願っていますが、地元中学校の魅力とか熱意をもっと早い時期から保護者にPRすべきと考えますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、生徒も教師も生き生きと輝き、保護者や地域に愛される信頼される魅力ある学校づくりに努めていかなければならないと考えております。そのためには、生徒自ら主体的に学習や部活動、生徒会活動等に取り組み、充実した学校生活を送ることが必須であると考えます。

コロナ禍も一定落ち着いてまいりましたので、今後は行事や学習参観、ボランティア活動等で保護者や地域の方々に学校に来ていただく機会を増やすとともに、引き続き町内の行事等に生徒が積極的に参加し、日頃の活動の成果や学校の特色、魅力を発信、PRしていけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 勉学に部活に自信を持って本校への入学を進めるというよ
うな意気込みで持っていただきたいと思います。自尊感情が値するならば、自分たち
の通っている、あるいは勤めている学校がやっぱり自信を持って学校教育にも当たっ
ていただきたいし、その学校を誇りに思ってもらいたいと考えるわけです。ほとん
どの多くの方がそうであろうと思いますけれども、やはりもっともっと早くから中学
校へのPR、素晴らしさ、こういう教育に取り組んでいます、あるいはこういうクラ
ブ活動を熱心にやっていますとか、魅力発信をもっと、何か遠慮がちにされているの
ではないかなということをおもうんです。私は常々思っているのは、自分の子どもたち
と同じ中学校、小学校ということが、やっぱり同じふるさとづくりとか思い出づ
くりとか、やはりここで教えられたこと、ここで学んだことを、もう40ぐらい
に私の子どももなっておりますけれども、帰ってきたときに、どうだったというよ
うな話できることが、共通体験、同じふるさとだと僕は思っています。だから、よりで
きるだけやはり地元の学校に自信を持って入学してもらおうように、教育長あるいは努
力していただいていると思うんですけれども、やはりそういうように頑張ってもら
うとか、行っていったいていただきたいと思うんですけれども、その決意と意気込みと
いうんですか、そういう点について再度お尋ねしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

小学校からどこの中学校へ行くかというのは、それぞれ子どもの選択、あるいはい
ろんな思いがあるということがございますけれども、ただ議員おっしゃるように、地
元の中学校も非常に魅力ある進路先として子どもたちの選択肢の中にしっかり入ると
いうことはもちろん大事であるというふうに考えております。

その魅力のPR、本当にこれは大事なことでありますし、地域やあるいはこれから
その中学校へ進学しようと思う子どもたちや保護者だけではなく、そのPRをする
ことで、先ほど議員の言葉からも出ましたけれども、自分たち自身の自尊感情にもつ
ながるというふうに思っております。一例を挙げますと、3学期の時期になりますと、
ずっと愛知中学校では卒業展という形で愛知川図書館のほうで行われてまいりました。
卒業展と言いながらも、全部の子どもたちの作品を展示するというので、たくさん
の方々がそれを見に来られ、そしていろんな評価を頂いているということございま

すので、そうした外に向けてのその子どもたちの頑張りの一端をどんどん発信していく、そこは学校現場のほうにも教育委員会として大いに後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次の質問に移ります。愛荘町全国学力・学習状況調査結果と愛荘16年教育についてお尋ねいたします。

令和5年度愛荘町全国学力・学習状況調査結果が発表され、広報・あいしょう12月号で公表され、町民の皆様が見られたと思います。特に中学校での国語は全国平均よりマイナス16.8%、数学では全国平均よりマイナス16.0%、英語では全国平均よりマイナス12.6%、低い結果が出ました。

このことを受け、教育委員会ははじめ学校では、調査目的にあるように、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析することによって教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導や学習状況の改善、充実等に役立ててもらいたいと思うところであります。

愛荘町での小学校教育をしっかりと自信を持ってやっていくことをお願いしたいと思いますが、教育長の見解を聞きたいと思います。

また、令和4年4月から、未来を拓く愛荘16年教育がスタートし、「母親のお腹の中で生を受けた胎児が義務教育である中学校を卒業するまでの人生のベース（基礎）を確立する16年と捉え、心身の発達を育んでいくものであり、子育て・保育・教育にかける施策を全庁、全面的に取り組み16年の積み上げを図っていきます」と、愛荘16年教育の中に書いてありました。

その意味で、中学生時代は16年教育の完成の年であり最も重要なときでもあると考えます。今まで以上に中学校教育に力を入れ、学力、知力、体力に優れた中学生を育てていただきたいと思いますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） それでは、今、2点御質問いただきましたので、まず1点目のほうからお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、令和5年度全国・学力学習状況調査結果から顕著となりました課題につきましては、教育委員会といたしましては大変重く受け止めております。各校におきましては、児童生徒の学習状況を分析し、成果と課題を学校全体で共有し、

課題解決に向けての教職員による研修、授業改善を引き続き進めてまいります。

また、学力の定着は、学校と家庭学習との両輪で進めていくことが重要であると考えております。児童生徒が主体的で自律的な学びに向かえるよう、家庭との連携を図りながら学力向上に努めてまいります。

2点目でございます。

議員御指摘のとおり、中学校教育は就学前教育、小学校教育の基礎の上に実施されていくものであり、この世に生をうけたお腹の赤ちゃんの時期から教育は始まっているものと考えております。教育には連続性があり、それぞれの発達段階において、児童生徒の資質、能力を伸ばすための手立てや支援、教育が必要でございます。

中学校学習指導要領には、小学校の基礎基本の上に、主体的に学習に取り組み、個性を生かし、多様な人々との協働を促すことや、道徳や体験活動を通して豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることが記されております。

愛荘の子どもたち一人一人が自分の未来に向けて力強く進んでいけるよう、16年教育にそれぞれの段階での目指すべき子ども像と最終段階での目指すべき子ども像との双方を共通理解しながら、一貫した愛荘16年教育を進めてまいります。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 愛荘16年教育の中で1つ、何点かにかけて質問していきたいと思うんですけど、図書館協議会が年3回開催されていて、できるだけ時間があれば傍聴させていただいているところであります。読書のまちづくり宣言を愛荘町はしているわけでありまして、協議会の方が熱心にその読書のまちづくり宣言をしていることにおける前向きな取組として、子どもたち、町民に対して読書推進をしていこうじゃないかというような御発言を見るのが多くありますし、素晴らしいことだなと。図書館もそういう取組をされていると思いますが、図書館協議会をはじめとして、教育長はそれを傍聴されているわけでありまして、その位置づけ、意気込み、どのように感じられているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員には本当に熱心に毎回傍聴いただきありがとうございます。図書館協議会をはじめ、読書推進、あるいは図書館教育の推進というのは、本当に学力だけではなくに生涯にわたる学びにとりましても大変大事であるというふうに考えております。幸い

本町におきましては、かなり前にまちじゅう読書の宣言をしていただいているということで、本当に議会、あるいは町民の皆様方の理解のあるところでありまして、そのいろんなありがたいサポートのもとに具体的な取組をぜひとも推進していきたいというふうに考えております。図書館協議会のほうでもいろんなアイデアを出していただいておりますけれども、最近の傾向としまして新たにビブリオバトルというようなものが各学校等で行われるようになってまいりました。まだ全部の学校ではありませんけれども、体験した子どもたちは、「こういうのって面白いな」というふうなことを感じているというふうに聞いておりますので、まだまだその引き出しはいろんなものが考えられるだろうというふうに思っておりますので、本当に皆さんのお知恵も頂きながら、何とか子どもも大人も共に読書にどっぷりと浸かる、あるいは肩を張らずに楽しめる、そんな読書の町でありたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 愛荘16年教育は、母親のお腹の中で生をうけた胎児からの読み聞かせを進められていますし、また平日スマホ使用時間を1時間までと言われております。毎週水曜日にはノーメディアデー、テレビを消してノーメディアタイム、減メディア、新読書でメディア利用時間を減らし読書に親しみをとわれているところであります。読書は言葉の力を育て、それは考える力につながる、あるいは言葉の力が多いと深く考えることができ学力の定着につながるとうたっておられます。その具体的な成果が上がっているのかお尋ねするところであります。

なぜそれを言うかということ、僕は愛荘16年教育は素晴らしい取組だと考えております。なかなか長い目で見ないと成果が出てこないでしょうけれども、僕は道を間違っていないと。だから、それを自信を持って教育長は進めてもらいたいと思っておりますし、愛荘での育った教育がやはり愛荘から育っていったときに、愛荘の子どもたちは立派だなと言われるような中学生をぜひ育てていただきたいし、自立した子どもたちを育てていただきたいと思うところですが、教育長の見解を聞きたいと思っております。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

河村議員からは、大変ありがたい、その応援のメッセージを頂いたように思っております。ありがとうございます。具体的な成果ということでございますけれども、例えば、1か月に1冊以上本を読んだ子どもの割合というのは以前よりは上がってきて

おります。これは、小学校に図書指導員を配置したこととか、中学校では朝読というふうな形で、本当に本を身近に置いて取り組んでいこうというようなことでやっていることの、まだまだではございますけれども、若干の成果かなというふうに思っております。今後は、やはり読み聞かせの時期というのも非常に大事でございますので、就学前の読み聞かせの部分、健康推進課等とコラボしてやっている部分もございませうけれども、今後もそうした部局横断的に、そして町中でという部分を、いろんな形で具現化してまいりたいというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、読書というのは単に学力の向上というものにとどまるものではございません。やっぱり生涯の学びにとって、もちろんメディア、デジタルのほうも大事ではありますけれども、やはりその活字を読む、読書に親しむということは大事でございますので、その辺りを今後もいろんな方々といろんな機関、団体が連携しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次の質問に移らせていただきます。

愛荘町でも住民参加の促進に関する条例が必要ではないかについてお尋ねいたします。

10月の23日、24日と大津市唐崎のJAIM（全国市町村国際文化研修所）で開催された令和5年度市町村議会議員研修がありました。研修テーマは、議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～で、全国の市町村の議会より75名の議員の参加があり、実り多い研修会であったと思います。

住民参加・情報公開を進める取組の事例紹介として、岩手県奥州市議会と長野県宮田村議会の報告があり、その後、各グループに分かれて各議会における今後の議会改革の検討する時間がありました。

特に、長野県宮田村では、宮田村むらづくり条例を補完するものとして、宮田村住民参加の推進に関する条例を村民の村政への参加を推進することを目的に制定されておられました。この宮田村の条例について、住民参加が増えた結果、どのような結果が出てきたか、その結果が発表されています。

政策決定の透明性の向上として、条例により行政の政策決定の過程がより透明化され、住民が参加しやすくなりました。住民は意見や提案を行い、政策に対する理解を

深めることができます。

2番目には、地域の課題解決の推進。条例によって住民の声が反映されることで、地域の問題や課題に対する解決策がより具体的になりました。住民の参加により、地域全体の発展や改善が促進されています。

3番目、住民に意識向上とコミュニケーションの活性化。条例によって住民が積極的に参加する機会が増えたことで、住民同士の交流やコミュニティの活性化が図られています。地域の結束力や連帯感が高まり、地域全体の魅力や活気が増えています。

愛荘町にとっても、愛荘町自治基本条例を定着させるものとして、宮田村で制定されている住民参加の推進に関する条例が必要だと感じました。これが肝だと思うんです。何故、自治基本条例が動かないのか、町としてはどのように考えているかお尋ねいたします。町長、お願いいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 長野県宮田村のむらづくり基本条例並びに当該条例を補完する住民参加の推進に関する条例は、むらづくりを進める中で、住民、議会、行政がそれぞれ担う役割を定め、住みよい宮田村の実現を図ることを目的に制定されたものであり、愛荘町自治基本条例の目的と同様の趣旨であると考えます。

愛荘町自治基本条例の第4条には、町民主権に関すること、第11条には協働のまちづくりに関することを規定しており、協働のまちづくりを推進していく上で、住民参加は欠かせないものと認識しています。

行政事務には、例えば福祉施策や子ども施策、教育施策などの幅広い分野がございますが、当町では各セクションが担う各種審議会等の委員に、町民や地域自治組織、また町内の事業所など、各界を代表する方々に御参画を頂いており、これらは自治基本条例の趣旨、目的に合致するものであると考えています。

一方で、協働を実施する主体は町民と行政だけではなく、町民と町民、団体と町民、団体と団体、団体と行政など、様々な協働の形態が考えられ、これらは協働することが目的ではなく、成果を上げるための1つの手段であります。

少子高齢化の進展や核家族化、情報化の進展等によりライフスタイルが大きく変化し、公的なサービスへのニーズは量的に拡大するとともに、多様化、複雑化しています。また、局地的に人口が増える地域や人口が減少する地域など、地域によって課題が異なるため、地域ごとに多様な解決手法が必要となり、行政による一律、公平なサ

ービス提供で多様化したニーズに対応していくことには限界があります。

こうした中、自発性、自主性に基づく町民等の活動は、必要なところから、身近なところから、できるところからなど、どこからでも取り組むことが可能なものです。条例制定の有無にかかわらず、自分たちの町は自分たちで良くしていこうと思っただけの町民の皆様の自発的なまちづくりを啓発、推進してまいりたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 宮田村の住民参加の推進に関する条例は、第1は目的、第3条に基本原則、第4条に村民の役割等が書かれておりまして、第5条で議会の役割及び責務は、議会は村民から出された意見または要望を審議に反映できるよう、住民参加を推進する仕組みを構築し、住民参加を不断に推進しなければならない。第6条では、行政の役割及び責務、行政は村民から出された意見または要望を政策の企画立案、実施、評価及び改善の各段階において反映できるよう、住民参加を推進する仕組みを構築し、住民参加を不断に推進できるものとあります。

宮田村では住民参加の推進に議会と行政が推進していくとされています。大変興味深く見させていただいたわけですが、愛荘町がこの部分が足りなかったのではないかと思います。そのことについてどのように認識されているのか、町長または企画政策監にお尋ねしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 自治基本条例の中で定めますそれぞれの役割というところがございますが、それにつきましては自治基本条例の中でも定めがございます。また、その中で、それぞれの役割の中で捻出したしましたその施策といいますか提案に関しましても、この協働という中で推進をしていくというような形での定義があるというところがございます。

○議長（村西作雄君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ここでは、宮田村ではむらびと会議というのを設置されていまして、住民に一定期間継続的に議会との関わりを持つこと、あるいは高校生以上の幅広い年齢層の住民を委嘱されているとありました。高校生の委員の感想が書いてあるわけですがけれども、「若い人が見る視点で知恵を出し実際に形にできて良かった。今後も高校生や若い人が活躍できる場を整えていってほしい」、また、「広報や議会だ

よりを読む機会が全くなくて今回初めてちゃんと読んだ。初めて見た人でも分かるように書くことは大事だと思った」、「両親や祖父母が関心を持って読んでくれた」、「自分の活動が村民の関心につながっていく達成感があり貴重な体験となった」というように、高校生委員も募集されているわけです。一般委員の方は、一般委員の感想が書いてあるわけですが、「議員がむらびと会議を開いたり村民の声を拾おうとしてくれる努力というのはすごく感じた」と、「むらびと会議に出席したことで議員たちの活動がよく分かった」ということが書かれていました。住民、議会、行政の関わりがいかにか大切に感じるところでありますけれども、一長一短ですぐこのことが取り組めるとは限りませんけれども、やはり何らかの今の自治基本条例をうまく運用していく、活用していく手だての一助になればということで私は感じるところであります。やはり意見交換でき、深く入っていくことの必要性を感じるわけですが、このことについて宮田村にも聞いていただいた企画政策監に、どのように感じられたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 河村議員のほうから宮田村のことを御紹介を頂いたわけで、そこから私もその宮田村の村役場のほうにもお電話させていただきまして、どのような活動をされているかということをお伺いさせていただきました。宮田村のほうですが、雑誌の住みたい村ランキングでも常に上位に挙がっておられる村というふうに聞いております。そのむらびと会議につきましては、議会のほうで主導でされてるといようなこともお伺いしまして、その中で多くの住民様はワークショップや意見交換をされているということをお伺いしております。

愛荘町におきましても、その行政主導でその協働や住民参画を促すことは非常に難しいような状況であるかとは思いますが、町のほうでも今、地域おこし協力隊を外部人材として招聘いたしまして、その協力隊が住民や事業者、自治会等を巻き込みながら、その皆さんに共感をしていただけるような事業といたしまして、愛荘会議とかそういう住民参加型の事業を進めております。愛荘会議につきましては、議員の皆様の中でも何人か来ていただいたりとか、住民の方も来ていただいたり、また町外の方も来ていただいたりとか、様々な参加者がございます。そういった中で、その住民参加型の事業を展開し、その場で出会った方々がまた更に意見交換し、また仲間となりつ

つ、新たな双発といいますか、アイデアやその施策の種となるような意見等をつくり出していただくというところでそのまちづくりの機運が高まるといったことが、最終的にはその協働や住民参加につながるのではないかとこのように考えております。確かに宮田村の取組というのも、非常にその住民参加という部分では優れたものであるというふうに考えております。また、そういったところ辺、他の自治体等の事例も参考にしながら、また協力隊の活動なども皆さんに周知しながら事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君）　これで、10番、河村善一君の一般質問を終わります。

◇ 外川善正君

○議長（村西作雄君）　一般質問を続けます。9番、外川善正君。

○9番（外川善正君）　9番、外川善正。一般質問を行います。

大きくは愛荘町の東部地域における取組、事業の中で、本文の中で3項目に分けて明記しております。それぞれ一問一答で質問しますので、よろしくお願ひします。

愛荘町東部地域については、2町合併以降、いろんな点において東部と西部の差が徐々に広がっていく感じを見受けられます。今、地域における必要とすべき公共交通においても、愛のりタクシーがあるものの、路線バス、松尾寺のところを走る金剛輪寺線も廃止となっており、他のエリアとの差を感じる1つでもあります。

そうした中において、東部エリアにおける事業がどのような形で進められているか見えないことから、次の点についてお尋ねします。

まず1点目、近年、湖東三山インターチェンジの利用や国道307号線の車両利用は大幅に増加しているように見受けられます。この地点のインターチェンジへの乗降地点は307号線とはT字路になっており、ときとして渋滞が見受けられる状況であります。またその地点から国道307号線を南に1キロメートルほど行った地点に、国道307号線と国道8号線に通ずる基幹道路があります。この町道と国道307号線が交差する点においては右折だまりもなく、これらの地点における状況は車の流れが著しく悪くなり、このままの状況で放置していくと周辺地域にもいい影響が得られないことから、3年前に地元議員3名、これは高橋議員と澤田議員です、そして私です。この3名で、湖東三山インターチェンジの乗降口のT字路の交差点から国道307号線から8号線に通ずる基幹道路のおおむね西1キロメートルまで新しく道路の申

請を行い、新設される道路を起点とした周辺地域への経済効果と活性化を目的としたものであるが、以降の取組状況がどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ただいま御質問を頂きました件につきまして、担当課長から御答弁を申し上げます。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

御質問の湖東三山スマートインターチェンジの乗降口の国道307号に接続されますT字路交差点から町道名神国八線に通ずる道路新設の取組状況についてお答えをいたします。

町道の新規、拡幅に係る整備計画は、継続整備する路線の進捗や緊急性や交通量の増加などを参考にしながら、整備する地域に偏りが出ないように、また予算が膨大にならないことにも配慮しながら優先順位を設け、計画を立てております。

本路線の将来構想として、国道307号から国道8号へ東西に縦断する町道名神国八線に接続する計画も含め、滋賀県道路整備アクションプログラムに掲載されており、今後、本路線の必要性等を検討していくこととなります。

また、国道307号の上蚊野信号交差点では、町道名神国八線に向かう下り車線の右折車両による渋滞解消に向けて、県において右折だまりの設置を計画されています。

県からは、今年度は道路詳細設計、令和6年度には用地測量と用地買収、建物補償をされ、順調に進めば令和7年度の稲刈りを終えられた時期に工事着手の予定と伺っております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。道路に関する事で御回答いただきました。私は、3年ぐらい前やったかな、建設課長のところへこの3人が寄せていただき、そこで話をさせてもらったのは、まず車両の流れを良くしないと活性化も図れない、だから斜めにT字のところから国八の西1キロメートルのところへ付けていただきたいというような、単なる道路を付けてほしいというのやなしに、その東部地域における活性化を進めていくための1つの手段としてそれをしていったほうがいいだろうということで申請に行ったんです。ただ単に、その当時、右折だまりも計画も

全然見えなかった、だから混んでいたというのは分かっている、それはT字路のところの交差点を改良すれば道ができることによって可能となる。そういうような東部地域全体の活性化を考えてそこへ持ってきたらええということで、3人が足を運んだんです。あなたは今は建設課長、私たちのその道路を造るという裏側の背景、それをどのように捉まえて町長に報告されたんですか。教えてください。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問ありがとうございます。東部地域の活性化ということで、当時もお伺いのほうはさせていただいたというふうに考えております。当町としまして、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、町道名神国八線というのは本町にとりまして重要な基幹道路、東西を結ぶ本当に重要な幹線となりうる道路ですので、外川議員がおっしゃられるように、インターの乗降口から真っすぐその道路に接続するというのは大変有効な道路整備になってくるというふうに考えております。ただ、当町のほうとしまして、道路整備につきましては順次計画を立てながら進めていますし、道路整備のアクションプログラムのほうでも、その東西道路というのは検討路線として今後整備を進めていくという計画を今、立てている中で、その部分に関してもT字路を真っすぐ接続をして十字路の交差点にしようという形で、今後いつになるかちょっとまだ具体的な約束はできませんけども、また整備に向かって進めていこうというふうには考えておりますので、そうした中でまた具体的な年次等がお示しできる時期になりましたら、お話のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。今おっしゃられたことは、そのまま町長のほうへ、こういう要望がありましたということでお伝え願ってるんですね。

そこで、失礼かもわかりませんが、今、このインターチェンジ、そして国道の車両の利用状況はどのような形になっているか把握しておられますか。まず町長にお聞きします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） スマートインターチェンジは乗降で大体1日4,000辺りということで伺っておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 国道307号はつかんでおられませんか。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

国道307号の通過車両の台数というのは、申し訳ございません。把握のほうは今のところすぐにはお答えのほうはできないという状況になっております。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 私のほうが調べました。本当に状況を、要望を議員がした、ほんならこの地域はどうなるとるかということぐらいは、やっぱり担当課としては全てのことについてある程度は握っておられないと駄目ではないかなと。インターチェンジのほうは大体今、4,500台、当初2,300台やったのが倍になってます。そして、307号はインターチェンジのところから南、307号、八日市方面へ行った南のところ1キロメートルぐらいのところ、平日で上下合わせて全ての車が1万2,461台、そこまで今、膨れ上がっているんです。だから、そういう状況はNEXT C Oいうのか、あそこが毎月報告しておられます。たまたま307号については現在のデータは令和3年度で報告を受けたものを持っておられます。だから、これからどんどん車両が増えていく可能性はあるんです。そういうデータを持って先を見越して手を打つ、そういうことをしないと、今の段階を捉まえてやってはもう遅いんです。この東部の活性化は、最後の3つ目、3点目のときでも少し触れますけど、やっぱり地元の者にとってはそういうようなトータル的なものを含めてお願いに上がっているんです。けれども、今の一番最初の答弁見たら、道路に関する事で何一つ周辺のことを思っていると、そういうようなことを考えてるとかいうことは発言されなかったと思うんです。本当に検討して愛荘町を良くしようと思ったら、町長も言っておられます、東部地域の自然を生かした活性化いうのを。それも3点目でもう少し触れますけど、そういう点から、今後これを進めていくことに対してどういう気持ちでやっていくかいうのを再度お尋ねします。担当課長でお願いします。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問ありがとうございます。

道路以外の部分について触れてなかったというところで、一定また御質問を頂いているというふうに捉まえております。道路を整備することによって、周辺環境が流通、

また観光、また地域の活性化も含めて土地利用がどんどん高まってくる、地域が盛り上がってくるというふうにも考えておりますし、当課としましては、まずそのインフラ整備をどうしていくかというところを重点に置いて道路網のほうを計画しておりますので、各そういった部分に関して今後、横断的な部分で町内で連携を取りながら、そうした道路を造った後の土地利用等についても情報共有しながら、活性化に向けた整備のほうを進められるようにまた取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） どうもありがとうございました。もう頼りにするのは建設課長しかいいひんで、ひとつ前向きによろしくお願いします。

2点目に行きます。宇曾川ダムの周辺道路の利用については、現在、ダム湖の北側の道路は愛荘町が、南側については東近江市がそれぞれ管理を行い、整備や運用を実施しているところと聞いています。間違っていたらおっしゃってください。

現在、この周遊道路は、東近江市側、つまりダム湖の南側は地元住民の方々による清掃や整備を行い、ダム湖や宇曾川溪谷を見に来られる方々のため役務についておられます。一方、ダム湖の北側、つまり愛荘側は入口付近に柵を置き通行禁止となっております。この要因については、切り立った山肌の岩石が落下し危険であるため通行禁止としたためと聞き及んでおります。

しかし、この状況は数年前、おおむね5年ぐらい前からではないかと言われております。たしか以前にも一度どなたか議員の方が一般質問されたように記憶しておりますが、どのような考えで数年間放置してあるのかお尋ねします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 御質問を頂きました件は、担当課長から御答弁を申し上げます。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

町道認定する宇曾川ダム北側の周遊道路は、落石や土砂崩れの危険があり、通行者の安全確保を万全に期すため通行止めを行っております。令和4年度には、大雨で土砂崩れが発生し、周遊道路に土砂が流入し落石も起こりました。町やダム管理事務所により堆積した土砂や落石を除去いたしましたので、現在、通行止めとしている区間

内の巡回は可能ですが、あくまでダム維持管理や点検のために使用されているものです。通行止め期間が長期に及んでいるため、湖東土木事務所へ早期の斜面の調査や防護柵、落石ネットの設置などを要望しましたが、ダムを管理する上で特段の支障がない限り、対応は考えていないとの回答でありました。

このことから、町でも道路開放に向け、調査委託や対策工事の発注を検討しましたが、概算費用が数千万円要することから発注には至っていません。また、対策工事を行った場合、将来にわたり定期的な調査や工事が必要となり、その予算確保もした上で随時、監視等行っていく必要もあります。

町が行う道路の整備は、優先順位を決め改良や修繕に取り組んでおり、当該路線は現在のところ優先的に整備する路線とは考えておりません。このため、ダム機能の適正な維持管理が図られるよう、引き続き湖東土木事務所とも連携し、宇曾川ダム周遊道路の管理を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。このダムの周遊、周回道路いうんですか、これは宇曾川溪谷の1つの名所というたらおかしいけど、そこまでいかないかもわかりませんが、旧の秦荘、東部地域になるんですけど、それを見ても1つのいいものであるというふうに自慢してるものであります。私も、10月に入った頃から、土日も含め毎日ダムへは行ってます。あることをしに、それは内緒にしておきます。ただ声を出しに行ってるだけですわ、1時間ほどね。その間に、それは朝行ける日もあれば、昼間行ける日、夕方行く日、いろいろです。ところが、たったの1時間行ってる間にどれぐらいの方が見えられると思いますか、毎日ですよ。もう私休んだのは昨日だけ、昨日と今日だけ休んでます、議会がありましたので。日曜日も行ってます。1時間の間に4名から5名は大概いつも来られます、どの時間帯でも。何しに来られるかいうたら、写真を撮りに来はる方、そして歩かれる方、そして自転車で行かれる方、車でば一っと冷やかしか知らんけど通っていかはる方、冷やかしいうても高齢者の方ですけどね。そういう方々がいつの時間帯でもいつも見えられる。そんだけやっぱり来ておられるんです。その方々がくるっと回れないで、同じところ、あそこの一番奥のあそこへ行ったらバックして来はります。中には、声を出してると、「あつちは行けへんですか」と聞かれる方もある。「今は行ってもうたら困りますよ」とい

う話はさせてもらってるんですけど、北側のほうを見てみると、あっちのほうはやっぱり柵が置いてます。柵を2か所置いてます。宇曾川ダム公園の入口のところ、つまり銭取神社のところですね。あそこの近くに1つ置いてます。そして、頂上、あのダムのおてっぺんへ行ったところにも、ちょっと10メートルほどは奥に入れないようにしています。けれど、通行禁止になっていても柵はどけたりして車は通ってます。

そこで、本当に危なかったら入れないようにしとかな駄目ですね、それは。そして、道の周辺の草も刈ってないし何もしてない。ただ先ほども言いましたように、東近江市側は委託かボランティアかちょっと分からないですけど、行ってる日に皆さんが出て来られて、溝とかああいうところのこんな葉を拾ったり掃除をしておられました。そういうふうに整備していただいている一方、何もしないでほっとく。これは本当にどうかなと思うんです。やっぱり、先ほどの答弁の中でも、今回の答弁の中でもそうですけど、一般道路としての扱いというような見方をするんですよ。そやけど、この場所も東部地域の活性化、来てもらうことによってにぎわっていく、そういう1つでもあると思うんですよ。これ、いつまでこのようにしておくつもりですか。教えてください。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問ありがとうございます。いつまでという御質問でございます。今、議員おっしゃっていただくように銭取神社、またダムの天端、ゲートの上で2か所、今、バリケード等で通行のほうを制限させていただいているという状況でございます。ちょっとバリケードを動かして進入されてるといのは、ここ少し前、議員のほうからもそういう御指摘を頂きましたので、看板のほうをまた設置して、またしっかりとした形で封鎖をするというところは一定考えていきたい、徹底した通行止めのほうはしっかりと歩行者等の安全確保のために取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

また、このままの状態です。いつまでという部分に関しましては、やはり先ほどの答弁のとおり、100%通行者の安全確保がどうしても図られませんか、通行をしていただくというのはやはり危険も伴いますし、通行者の安全確保をした上でしか道路管理者としては通っていただけないという義務もございますので、その辺が一定整備をできるという時期が開放できる時期だというふうに考えておりますので、その辺も今後、いつまでもあの状態ではというところはもちろん考えてはおりますが、今後その開放

するという時期がいつになるかというのは、また結果なりを含めまして経過を見ていきながら、またお示しできる時期等がありましたらそのときにはお伝えさせていただき、また開放に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 今の答弁の中で、案内板という言葉がふと出ました。そこでふと私も思い出して、あそこのてっぺんの南側にそのダム湖の案内板があります。そこには、「北側は通行禁止」と書いてあんにゃわ。ウォーキングできるけど通行禁止と。ということは、あの看板はもう大分前と思うんです。だから、先ほども言いましたけど、ここはにぎわいの1つやと、場所であるということから、やっぱり早急に答えを出して取り組まな、もうこのまましとくのか、このままにしとくのやったら、今までできてたやつをできなくするんだから一步後退するわけですね。今、町長は、東部地域の活性化を推し進めていくと言うてる中で、今まであったものをやめにするということは、私はどうかなと思うんです。そやけど、今、庁舎とかああいうなんで金がよくけ要ったから金がないという建設課長、これも1つですね。それらと、こういう気持ちのつなげるそういうようなものとごっちゃにしないで、やっぱりつながりを持って活性化ができるものはやっぱりしていこうという方向で取り組んでいただくほうがいいのではないかなと思います。また、いつか近いときに委員会かどこかあったときにお聞きします。その前には方向性はきちっと定めておいてください。

次に、3点目に移ります。3点目は、東部エリアに関して、湖東三山インターチェンジからの道路の新設設置、そして宇曾川の溪谷におけるダム周遊コースの整備というような、東部地域をもう一步前に踏み出そうとするもので、大きくは東部エリアの活性化を図ろうと考えているものであります。

そうした中において、町長自身も2期目の町長選で公約として、東部地域の自然を生かした活性化を打ち出しておられますが、2期目初年度の6月定例会においても、また今年度の6月議会の一般質問においても、具体的な答弁をされておらず今に至っている状況です。今期も約半分、おおむね2年を経過しようとしております。残す2年間で東部地域の自然を生かした活性化を打ち出し成果を上げることを決めておられるようでしたら、どのようなものかお尋ねします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） さきの6月議会において、町東部の活性化につきましては、民間投資の誘引また民間等からのアイデアを引き出しながら、本町にとって最も有効な手法を見いだしてまいりたいとの答弁をさせていただきました。

現在のところ目に見える動きはございませんが、民間事業者等との接点がある際は、広大な自然を生かしたロケーションを紹介するなど、本エリアに関心を持っていただけるよう積極的な働きかけをしているところです。

また、先日の自治会ミーティングで竹原を訪れた際に嬉しい御報告を頂いております。暑い夏の時期に避暑地を求め県外からの来訪者が竹原山に散策に来られているというお話をお伺いすることができました。本格的な登山ではなく、山や周辺の自然の中を気持ちよく歩く山歩、山歩きということで山歩を目的とする方々向けのサイト、YAMA Pに竹原山が紹介されているとのことで、改めて町東部エリアの豊かな自然環境のポテンシャルを実感した次第です。

まだまだ小さな動きではありますが、このような動きが民間投資の誘発につながる可能性は大いにあると考えており、引き続き様々な情報をキャッチしながら活性化方策を模索してまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。いつもいつも同じようなことを聞いて本当に申し訳なく思っております。ただ、私が思うのは、いつも聞いてるんですが、私の質問とは違う答えがいつも返ってきてるんです。私になぜ聞くかいうと、選挙のときの公約として選挙公報に載ってます。確かに東部地域の活性化を行うと、にぎわい創出をするというふうに言うておられます。ところが、お答えそのものは、その活性化は行政の力だけでなし得るものでないというふうなことを6月にも言うておられます。そして、住民参画や民間活力の様々なステークホルダーの参画を促して、そして関連施設が相乗効果を生む仕事やプラットフォームが肝要であるというふうなことも言うておられます、そのときね。今回もそれに近いような答えを言うておられます。これには私は自分が、自分いうのはそれぞれ議員は議員、首長は首長で、自分がそこにいる間になし得る事業、それを住民の皆さんと約束するのが公約ではないかと思っております。どこかの市町の首長は、病院をこっちへ持ってくるとか、そういうようなことをきっちり言うて、できなかつたらできないでそれなりのことを言われてます。けれども、やはりその期間に例えばAという項目を掲げて、これをやりますよ

というふうなことが私は公約ではないかと。ただ、そこで有村町長の御答弁をお聞きしてる分においては、その項目やなしに手法を言うておられます。民間と手を携えて、そして住民の方々も提案を頂き前に進んでいく、ではないでしょう。この4年間の間に私はこんなことをやりますというのが公約なんです。私はそこを聞いてるんですよ、いつも。もうあと2年しかありません。今、新たにこんなんやりますよと言っても、私は不可能だと思います。何もしなかったら住民の皆さんに嘘をついたことになるんです。これこそ昨日の質問で、「嘘でいいんですか」というようなことを言われるわけです。それは、町長だけやなしに、組織全体としてやっぱりこういうようなことを言うておられるんやったら、何か1つこういう提案をしようという職員の気持ちもやっぱり必要かなと思う。やってくださる、出してくださる人は人でそんでいいけど、やっぱり出にくいときもある。出にくいときはやっぱりみんなが力を協力して、そして何々をしていこうというふうに持っていかないと組織全体がどうにもならん。それは、我々も議員も同じなんです。だから私はあの道をつくり、東部のところは傍からの渡来人で興された町というふうに私は認識してるんです。そういうふうになったこともある。だから、県も韓国とかああいうところの物産展を推奨しています。たしか新聞で一遍載ったように思うんです。そういうなんで交通の流れを良くして、そしてそこへ韓国の物産展に愛荘の物産を抱き合わせた形の販売店を設けるとか、流れを良くして、そういうことをやる。そして、あのインターを利用した場合には、確かにそのたねや、あそこのバームクーヘンよく売れてますわ。京阪神のところの大坂やらへ行っても、大体、百貨店に置いています。けんど、サービスエリアとかああいうところにはどこにも置いてない。たねやが愛知川にいてくださる、工場があることから、できるできないは分かりませんよ。分からないけど、販売だけでも入口でやらせてもらって、人を、お客を集める。そういうこともやっぱりみんながちょっとずつ考えたら、何かいいもん湧いてくると思う。だからそういうふうな土壤に仕向けることも私は必要ではないかなと、この組織自体を。だから、やっぱり町長がそういうふうな公でこれを活性化します、中身はこういうなんをしますというのをやっぱり言うていただければ、みんな首をかしげる状況になってしまうので、そこはやっぱりちょっと考えていただきたい。いろいろ言いましたけど、そういう点で町長の思いがあればお答え願います。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 　少し総括的なところで御答弁申し上げていこうかなというふうに存じました。東部地域のにぎわいということ、やっぱりこの十数年来か数十年来のテーマなんだというふうに思います、この愛荘町にとって。私もそのことを感ずるものでございますので、やっぱり東部地域の皆様にとっての大事な山比古湧水であったり竹原であったり、そして矢取神社様であったり、また豊かな自然ということにフォーカスを当てたもので、皆さんの居心地の良さということをつくっていきたいという思いを本当にずっと思っているものでございます。

折に触れながら御報告はしてきてるつもりではございますが、ちょっとなかなかそのことが伝わり切らない部分もあるのかなというふうにも思いますので、御報告を兼ねながら御答弁ということをご共有させていただければ本当に幸いですけれども、例えばいろいろ物産の部分で、たねや様は町内に在地でございます。たねや様には私も4年以上前にトップとお出合いをしながら、そのことを検討ということが事業の中で可能でしょうかということ、実はもうお話をしています。それに関しましてはもう判断を先様からも頂戴をした中において、今日はそうならないというようなことでもございますので、町内の多くの方がそのことに期待をされたということは恐らく想像はいたしますけれども、私もその観点ということで御相談ということは実際、幾度も申し上げたというような経過ということではございます。

また、道路の部分に関しましてですけれども、外川議員も御承知かと思いますが、先ほどおっしゃってましたT字路のところ、これを何とか四つの交差点にできないかということも含めたものでございますけれども、この3年間、私からの知事要望の一番上に書いてるものがそこでございましたので、そういう点におきましては、町長もやはり、これ県との連携において何とか実現をしていきたいということで動いてきているということを御承知を頂けると大変幸いに存じます。

ただ、この先線ということに関しては、私もこの3年半、4年来、取り組んできました。結果として、しっかりと湖岸道路から名神までつながるこの横軸、これ新都市軸ということで町として策定をしたものでございますけれども、これの実現というところを何とか乗せていきたいと思っております。これが道路アクションプランにやっとな検討路線として初めて乗ることができましたので、こういうところと連携をしながら、そうなった場合には、この路線というのは恐らく県道になっていかないとあれだけのスペックのものは持ち得ないので、町道で新幹線や近江鉄道をどう処理していく

か、そこに新しい橋をどう架けるかというのは町単体ではとてもできる事業だというふうには、なかなか難しいというふうに思っておりますので、これはあくまで県との連携、県道の指定ということを受けなければできないものだと思いますので、先ほどの四つ角の交差点にしていくという件も含めてですけれども、私、V J 土木交通部のトップとも話しながら、その事業効果ということを何とか想像できるということになって、このことということが検討の俎上についていくというものであるということの言葉を寄せて、手繰りつけてるところではございますので、なかなか町において様々な事業を進められれば本当にいいんですけれども、約100億円で動いている自治体としての愛荘町にとって、その道路を新設でしていくということの課題感の大きさということは外川議員もまた他の議員も御承知いただいているかと思えますけれども、既に持っている道路のこの維持管理を含めてでも大変な予算も当てながらでございますので、様々な要素を絡めながら、ただそのほうがということはさせようということで、今しているものは御理解を頂けると大変幸いです。

また、私もこの東部地域のにぎわい、特にその自然のということ、山比古湧水、宇曾川ダムということに関しては大変関心を持っておりますがゆえに、私、そして関係課、また関係団体の方々と、この7月に現地の踏査に行かせていただいています。この東部地域のどこの場所に実際の核となるものを持ちうるができるであろうかということの踏査をしていっております。その結果、一定の判断として私たちがなるほどここということだよなというのが、やっぱり先人の皆さんが大事にされ、手を入れてきてくださっている山比古湧水、この宇曾川ダム、宇曾川溪谷ということになるであろうというふうに思っております。今日の答弁の中でも羽田課長が申し上げていただいておりますけれども、この地べたが特に南側に関しましては東近江市域になります。ただ、そこで駐車場と車の回転ができないというようなネックもございますので、この辺りはタックルをしていく、何とか事業として捉えていくということをして1つ成果として持てれば大変ありがたいというふうに私も感じているところでございますので、その辺りがどのようなことで今後構想できるかということは検討してまいりたいと考えているものでございます。

また、今日の冒頭で、冒頭というか御質問を先にいただきましたけれども、管理道路としての北側のところではございますけれども、やはり道路の管理者である愛荘町としてでございますけれども、ダムエリア、全体で50年前に造られたものでございま

す。それがやっぱり時代の風雪に耐えながらもございますけれども、やっぱり落石というものが折々に生じている、その中において、万が一にもここを通過される方がおられるとして、それが維持管理の方とか行政関係の方であれば、まだ一定その危険をしっかりと見ながらということはできますけれども、一般の往来ということがあって、万が一のことがあったときの責任はじゃあ誰が取るんだと、何でこんなところを通行を許可しているんだということになりかねないものですから、通行はできませんということではしておりますけれども、羽田課長からも改めて看板の周知というところ、バリケードの在り方ということは検討していきますということで答弁しておりますけれども、その部分はいま一度確認をして、その徹底ということを皆様とともに図っていきいたいというふうに思っているものでございます。外川議員がおっしゃっていただいていることは重々実は捉えておまして、分かっております。そのことを、じゃあ町長の有村がこれでやるんやと言って、それで消費者、いろんな市民、町民の方々が近隣からも県内からも来てくださるかという、やっぱり町行政というのはどうお客様に支持されるかというのを単体でつくっていきけるということは結構難しいというふうにも改めて私、思っています。湖東三山館あいしょうさんにしても、ふれあい本陣さんにしてもそうでございますけれども、これ町行政の行政マンが全部やりますといたらやっぱりなかなか回らないというのも実際だと思います。そういう点で、いろんな事業体、法人の方にお力を頂いているというのが今日でもございますので、そういう点におきましては、外川議員もまた近隣の議会の皆様もいてくださいますけれども、やっぱり地域の皆様と、俺たちが放つエネルギーやオーラというのはこれはすてきだなというふうに、そこを訪れてくださるであろう方々にも伝わるような全体の底上げというのがどうしても必要なものでございますので、町行政で有村がこれをやりますというだけではなかなか進みにくい、また今日は町の職員も本当にこのコロナ禍を経てきてくれておりますけれども、新たな事柄でやっていくということも実のところなかなか今はちょっと困難な年数を過ごしているということも、一定御報告は率直に申し上げたいと思います。ただ、その中においても未来につながるテーマや事業ということを何とか構築していきたいということで、ディスカッションを町の中にもおいて実施をしているというのが原課の御報告でございます。御質問いただきましたこと、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

○議長（村西作雄君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。今、いろいろお話聞かせていただきました。その中で新たなことも聞けたような気がしますので、その部分についてはまた担当課のほうへお伺いに上がりたいと思います。愛荘町、行政も議員も含めて、対応をもっとして、そして盛り上げていきたいと思いますので、今後ともひとつよろしくをお願いします。これで質問を終わります。

○議長（村西作雄君） これで、9番、外川善正君の一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を11時10分とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小菅久宣君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。公共事業インフラ整備と、今年・近年の農業問題、まちのカレンダー、3項目について大きく質問させていただきます。よろしくお願いたします。

公共事業インフラ整備事業、事業着手の取組方法の考えについてということです。

町の農村地域におけるインフラ整備事業は、昭和50年代の県道・町道の整備事業や圃場整備事業の着手において、地域の基幹道路の整備や農道整備、また河川、川などの整備がなされ、今日に至っていると思います。西部地域は未整備集落で、40年経っても圃場整備がなされず、道路、川等は現状のままの拡幅整備で今に至ってきましたが、地域の熱い思いのもと、行政とともに今動き出そうとしています。町が長年抱えてきた多くのインフラ整備事業、愛知川右岸道路、不飲川ショートカット事業、不飲川右岸道路、神郷彦根線等の多くの事業とともに変わろうとしています。

しかしながら、事業範囲でないところは取り残されます。各集落からの要望事項である河川整備や道路整備の着手に向けた考え方や集落への回答はどのようになっているのか、国の補助金、助成金の運用はできないのか、長野地域では外周道路整備事業が建設・下水道課のもとで町の予算措置において数十メートルずつしか進まないが、要望から何年経っているのか等々について、質問いたします。

①、自治会ミーティング等で各集落から出たインフラ整備要望事項のある河川、道路の整備は、どのようなところで協議され集落に回答されているのかお尋ね申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 御答弁申し上げます。

普通河川や道路の整備は地域での声を意見集約いただき、区長様から御要望を頂いております。また、自治会ミーティングの場でお話を頂くこともあります。町道整備については、建設・下水道課で新設改良や維持補修など、整備に係る年次計画を策定し、事業規模により町執行部内で協議、検討を図り、自治会に連絡させていただいております。普通河川に関連した事業についても建設・下水道課が所管しており、同課において協議、検討しております。

また、自治会への周知については、工事の規模により書面での通知のみの場合もありますが、住民の皆様の日常生活に影響や支障がある場合は、初めに関係役員の皆様におおむね事業着手から工事完了までのスケジュールをお知らせし、事業が順調に進むよう情報の共有を行っております。その後、地域の皆様へ工事概要をお知らせし、工事への御協力をお願いするため説明会を開催するといった流れで進めております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。集落に伝えられてないという声が聞かされることもあるんです。何年経っても聞こえてないという部分がある。まだその解決ができてないのか、その辺の整理ができてないのかというふうに思うところがあります。

次に行きます。町の公共事業のやり方について、どのような手順で事業化されるかお尋ね申し上げます。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 先ほどもお答えしましたように、町道の新設改良や維持補修などの場合、道路整備に係る計画を策定し、事業の規模によって町執行部内で協議、検討を行い、事業化をし整備を進めております。協議、検討を行う上では、現に整備している路線の進捗状況や御要望を頂いている路線の緊急性、また地域に偏りがないよう配慮しながら進めておりますが、その進捗には事業予算の確保が重要な要素でございます。

以上です。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今の答弁の中で、普通河川は建設・下水道課、大概、建設・下水道課という縦の流れの中での事業が担当やという形の中で、私は今、拝聴したというふうに思います。

次に行きます。町の公共事業インフラ事業はどのような原課の事業主体で進められているのかというところですが、農林振興課もありますし、建設・下水道課もありますけど、その辺の事業配分についてお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 町道の新設改良や維持補修整備、下水道施設整備は建設・下水道課が所管課として取り組んでおります。また、農業施設の整備や圃場整備事業は農林振興課や土地改良区が所管として取り組んでおります。

公共施設の管理や整備に当たっては、各分類や用途により所管課を設け、それぞれの所管課が主体的に関係機関等との連携を図りながら進めております。

国や県の補助対象事業となるには、それぞれ要件があります。補助金が交付されるかについては所管課で対象となるか要件の確認はもちろんのこと、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、町執行部内でも事業化する際に協議をしており、できる限り有利な補助メニューを活用できるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。事業化される手順というか、建設・下水道課の予算というか県の予算、この間、長野東に中川議員と一緒にそういうところで地元のところへ寄せてもらったときなんですけど、今、農林振興課のほうは圃場整備やと、基盤整備やという話、道路、川は建設・下水道課やという話があったんですけど、長野東のポンプ場からずっとダイナムのほうへ流れていく川、途中で小学校があるんですね。小学校のところ辺は、三方壁の壁で整備されてるんです。あれ、教育長に聞きたいんですけど、あれは学校のほうで、小学校教育委員会のほうであれば整備されたんですか。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時25分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

お尋ねの件でございますけれども、いろいろ確認はさせていただきましたけれども、教育委員会として主体となって工事等をしたものではないということございまして、それ以上の詳細は分かりかねますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ちょうど長野東に中川議員と一緒に回ったときに、もう敷地内だけが三方壁の障壁がされてて、そこだけがきれいになってたという部分で、そこが教育委員会のほうでそんなんされたんかなというふうに私は感じたんですけど、町の敷地内やからどこが事業したということになるのかなというふうには思います。普通河川が建設・下水道課という概念はやっぱり外したほうがいいんじゃないかと。長野においては、農村整備事業ということで農林振興課が主体となって下田川を500メートル整備したという経過が、平成25年ぐらいでしたかな、約3年間かかって500メートルの予算措置の中でなされた。これは建設・下水道課の仕事じゃなくて農林振興課の事業で、普通河川で用地買収は絶対伴わないという事業なんです。国が50%出して、愛荘町のほうが35%出したんかな。結局、地元は15%負担やったという部分。何らかの形の中でそういうふうな集落に、こういう手法もあるよ、こういう手法もあるよと、どれで行くと、それは丸々建設・下水道課のほうが100%出してくれりゃあいいんですけど、進まないです、予算措置の中で。やっぱりそういう、このタウンミーティングなりそういう自治会ミーティングなり、そういうところで要望が出てきたんやったら、これはどこの課で、どこの事業でやっていったらスムーズに行くよ、その代わり地元負担は要るよというふうな回答はやっぱり整理したほうが早く進む。地元負担、愛荘町の予算措置の中で10メートルずつでも100メートルずつでも進めていくより、半分はやっぱり国が見てくれる事業があるんやからというふうに私は思います。だから、どういうところ辺で検討されていくかというのが大事なのであって、単なる担当課や担当課やという問題ではないというふうに感じますが、副町長、その辺どんなふうにお考えでありますか。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御答弁申し上げます。

限られた財源を有効に活用するという観点で、どこがどのような施策、あるいは補助メニューで実施するかというのは大変大事な視点だと思っております。今、御指摘、御案内ありましたように、どこどこの事業なのでどこどこの課が必ずやらなければならないというのは、それはある意味、行政の思い込みのところでもありますので、地元にも最も有利なといいますか、例えば地元の御負担が少ないとか、あるいは町の一般財源を投入するということができるだけ少ないとかというような形の手法というのをいろいろ研究する中で編み出していくということは大事なことやと思います。ただ、町の業務を進める上で、どこかの課が何かの業務を担当するというのは、組織上、当然必要なことでもありますので、それぞれのその専門の分野を担当しています課が情報を持ち寄ってより有利な形で進められるということは、これまでからも情報共有しておりますけれども、今回の御指摘も踏まえまして更にその情報共有をして、一番その地元なりあるいは町なりに有効な方策を取っていくということは、これからも考えていきたいと思っております。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。そういうところで行くと、川原の地域のほうで話を聞かされたので、ちょっと話しますと、神郷彦根線ができます。その途中に野良田湯という川があります。野良田湯という川は、野良田のほうの川ともう1つ追寺川のほうに川原のほうへ行く川と分かれた二重の川になっているところがあります。そこなんかやったらもう完全な換地のところ辺やったら、これ農村整備事業で半分は国やし半分は町が全部出したら進むよということにもなりかねない、進んでいく事業やと思います。それは、神郷彦根線のときの付帯事業やで県に県にと言うたら、県がまたどうしても拒んだら進まない部分があり、この間の川原の会議のときにもそういう話が出てましたので、建設・下水道課、農林振興課、両方との中でそういう事業の進め方をすることによって、地元負担は集落の、町の予算は半分で済むし、半分は出したらいんじゃないかなという部分、そういうふうな総合的な考え方をしっかりと集落に伝えてある、けどそれが一部地元負担も要るよねという話もしてあるということの中で、川原にも答えを出してやったほうがスムーズに、いつまでかかって答え出すねんという話にならないのかなという部分ですので、政策監、その辺のところ話

できますやろか。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） ありがとうございます。いろいろな事業がございまして、どこの課でやっていくのが一番いいのかというようなところ、まずこの議員おっしゃる財源的な部分というようなところがあるかと思えます。やはりこの事業には要件がございまして、その要件をクリアしたというようなところが一つの大きなところにはなろうかと思えますが、集落のほうへはやはり有利な方向で整備できるようなこともお伝えしていければなというふうに思えます。

以上です。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。よろしくお願いいたしたいと思えます。西部地域のほうは、圃場整備範囲内でできるところは圃場整備でしっかりと進めていきたいと思ってます。けど、できてないところは何とかそういう形の中で進めたらいいのかなということ。ちょうどその愛知川小学校の擁壁ができてる手前に長野東のポンプ場があります。ポンプ場からダイナムのほうへ流れていく部分がまだ素掘りになっています。その部分に関して、圃場整備の範囲内にはなっていないんですけど、ポンプ場からの水揚水というのは必ず圃場整備内に届けなくてはならないという考え方があると思えます。これはやっぱり圃場整備範囲内の中で圃場整備として河川の整備をなされていくべきやという話を農林振興の担当の方としゃべったことがありますので、その辺のところ辺も確認をよろしくお願いいたします。

もう1つ、さっき外川さんのほうから宇曾川の道路がという話も出てました。その話の中でも、これ農林振興の中で林道整備という形でも取り方によっては山間地になるのかなというふうな考え方、これも建設・下水道課ばかりじゃなくて、やっぱりそういう農林振興の事業もあるんやったら、そういう林道整備事業の中でも探してきたら何とかなるんやないのかなという、町の財源ばかりに頼るのは、やっぱり国の財源を取ってくる方法もしっかりと考えたらどうなのかなというふうに思えますので、政策監、ひとつ答弁お願いします。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） ありがとうございます。いろいろな観点からというふうなところで、有利な財源が取ればやっぱりそれに越した事はございませんので、

町としてもそういった財源を探りながら各課横断的に事業をできればと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。先に全部答弁いただいた中で、もう1つ質問が残ってました。ガイドライン50%の事業で町が50%やれば予算措置100%でも良いのではないかということ、また何か良い方法はないのかという話の中で、総合的に答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 先ほどからの答弁、ちょっと重複する点があるかと思いますが、御答弁させていただきます。

議員の御質問は、町の財源が単独予算のため、整備が進まない事業について、国や県の補助により財源確保を図り、スピード感を持って整備が進められないかという質問として御答弁いたします。

例えば、長野外周道路については、集落内の道路が狭隘で離合できない区間があるため、地元からの御要望により平成29年度から道路整備を進めています。事業化の際には、財源確保を図るため要件を満たす道路整備となるか調査や検討を行いました。該当できず、町単独予算での整備とし事業化しました。長野外周道路をはじめ道路整備で国庫補助事業として整備ができる主なメニューは、通学路などの交通安全対策やインターチェンジアクセス道路等での整備となるため、長野外周道路は対象路線として該当しておりません。

今後も道路、河川をはじめ、農業施設や公共施設の整備など、国や県の補助により財源確保ができないか、事業化までの各段階において調査、検討を行い、各種整備がスムーズに進捗できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ちょっと前後の答弁が逆になったような形にもなって失礼しました。この外周道路につきましても、農村整備事業という事業の中で大きく圃場整備された西部、東部地域等々は、皆、町道認定されて、今、町道になっているところもあろうかと思しますので、そういう部分、財源措置の町単独事業じゃなくて、そういう総合的な事業の中であとで町道認定されたり、そういう総合的

なところ辺を考えた中での事業を考えたなら、町の予算も助かるんじゃないかなというのが私の提案としてお聞き取りください。

次へ行きます。今年・近年の農業問題を問う。持続可能な農村集落。

肥料価格は昨年10月頃をピークに下落に転じたと思えるが、不透明な円安の影響により、肥料、資材、燃料価格の高止まりの傾向です。加えて、輸送業でのトラックを含む自動車運転者の時間外労働の上限規制適用される2024年問題等、農業者の努力だけで解決できない新たな農業問題が発生しています。

農業経営の継続は、国土保全、農地での水資源の浸透、自然環境の保全、多面的機能、環境負荷等の外部不経済効果の重要な役目をしています。

耕作することが大事で、国土保全という大きな経済効果を生んでいる大事な産業に育てたい、持続可能な次世代に継承ができるシステムづくりをどう考えるかというところで質問します。

町として農業振興する立場で、今年度は猛暑の年で収量減少や品質低下で、5年作の出来具合は、農業振興する立場で町は農産物の作柄についてどう把握し、政策を事業化へどう考えるかお尋ね申し上げます。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 令和5年産米につきましては、外食等の需要の回復が反映し、農林水産省が公表した9月分の相対取引価格は1俵当たりの全銘柄平均で1万5,291円と、前年に比べ約10%上昇しております。しかしながら、今年7月の記録的な猛暑は、全国各地に米の高温障害による品質低下をもたらしました。湖東管内でも、例年に比べ、1等米比率が低い状況となっております。また、平年収量を100とした米の作況指数では、今年9月時点で全国では100、近畿地方では99と共に平年並みだったのに対し、滋賀県は97で、やや不良と地域差が出ています。

国によりますと、本県の主食用米の収穫予想量は昨年より6%少ない13万6,100トンとなる見込みで、収量低下は夏の猛暑に加え、5月下旬から6にかけて低温等で出穂数が少なかったことが要因とも分析されています。

作物の収量や品質の低下が農家の収入に与えた影響はまだ全容が把握されていませんが、米作農家の多くが加入する保険制度、ナラシ対策は米の等級下落には対応しておらず、地域ごとに補填額を計算する仕組みであるため、個人単位の減収は補填額に反映しにくくなっています。

一方で、収入保険は加入者ごとの収入が過去の平均を下回ると補填が出る制度ですが、主食用米の収入保険加入者がまだ26%と少ないことから、町では2年続けて掛け捨て保険料を2分の1まで補助し、負担を軽減しております。

今年の猛暑は全国で記録を更新する異常気象でしたが、国でも農作物の品質への影響の把握を更に進めるとしており、長期的な視点も必要であるようです。町では災害等による農業継続への影響を少しでも緩和できるよう、農業共済組合とともに収入保険の加入を推進してまいります。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。とても今年は暑い年で、かなり収量減少が大変な時期やったという、個々で農産物をやられている方は自分の責任で何とかなされるかなという部分もありますし、また組織的にやられている部分については、その辺、お金が毎月毎月の支払いの経営が大変やなというふうに感じます。収入保険なり収入減少保険もありますけど、それは1年に1回の支払いというところ。また、収入保険に頼ってたら、収入だけのことしかないんですね。経費のことはうたっていないところがあります。事業体として一生懸命やるには、何とか収量を上げていきやあ、お金が回るように努力を重ねるのが経営であって、お金を上げる、収入を上げることによって収入保険が下りてこないというのが現実です。何らかの形で経営を一生懸命回すようにすることによって経営が回るのもあって、経営を上げれば上げるほど、収入を上げれば上げるほど収入保険は大変や、もらえないというのが現実で、ちょっとその辺が私、理解できない部分がある。だから、その辺の部分も、何もしないのが一番収入保険が下りてくるというような感じをしています。そういう中で、今や農業は生業になっていないと、個人の責任でできないので誰か頼むという、多くの人が所得の良いほうの産業に流れていってしまうのが現実で、また個人の権利を主張してほっといてくれと言われれば荒廃農地になっていくというような現状が、今、農業の中で行われています。そういう中で、国のほうからの収入保険なり、また収入ナラシ対策というのもあるんですけど、副町長にお尋ねします。町としてのもうちょっとしたその地域の振興という中での施策、国ばかり頼らない方向はないかなというふうな形でお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをさせていただきます。

町独自の取組ということについてのお尋ねやと思いますけれども、限られた財源の中で施策を進めていくということもございますので、やはり国の方向であるとか、あるいは県の取組などとも歩調を合わせて推進をさせていただくというのが基本的な方向ということでありまして、ナラシ対策、あるいは収入保険ということで、収入保険についてはその加入の費用についても補助もさせていただいておりますけれども、そういった形で進めていくというのが今の考え方でございます。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ありがとうございます。それはやっぱり、地元、地域がしっかりと足を踏ん張らんことには、ここにもぎょうさん出席されている職員さんなり議員さんがいらっしゃいますけど、集落に帰ればやっぱり農地を耕さんならんという、そっちの立場でおられる方も多くいらっしゃると思います。その中で、やっぱり一生懸命施策を考えていかななくてはならないのかなというふうに思います。地域産業というところで、一番今年は大変な年でした。けど、何とか努力の中で進んでいきたいと思っておりますので、町のほうもしっかりとそういう施策についてもこれからも考えていってほしいかなと思います。

次に行きます。2、農村集落に支援をとるところです。

地域を支える集落営農や個人、法人とうまく絡み合いながら行けるよう、多様な農業者、住民で地域が栄えるよう、地域、人、農地を扱う地域産業として発展することにより、農村環境の持続可能なまちづくり、集落機能の維持、自治会組織の運営、空き家対策、町の行政運営や事業に関わっていくことではないのか、今こそ農村集落に支援をするときではないかというところで問わせていただきます。

○議長（村西作雄君） 小菅議員、さきの定数質問は、それで抜かしてよろしいですね。

○2番（小菅久宣君） すいません。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 1つ飛びました。すみません。農業者の努力で解決できない物価高騰を、価格転嫁できない農産物をどのように産業として地域を盛り上げていくのかというところ辺がちょっと質問として抜けてましたのでお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 産業政策監、先に後に問われた質問に答えていただいて、続いて農村集落に支援をの答弁もお願いします。

産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 物価高騰などの影響により価格転嫁できない農産物をどのように産業として地域を盛り上げるかについてということで答弁申し上げます。

世界の食糧事情が不安定さを増す中、食糧安全保障の強化の考えに基づき、農業生産を安定的に運営するために、輸入依存の高い食料や生産資材の国内化は明白な国の課題です。特に肥料の高騰に対する補填対策は急務であり、低コスト生産を促進する技術の普及が必要と考えます。

町農業再生協議会では、今年度、化学肥料低減定着対策事業により、化学肥料に頼らない生産に資する緑肥種子の購入費や国内資源を活用した堆肥等の散布機、肥料を効率利用できるスマート農業の導入に対し補助を行っており、国際価格の変動を受けづらい生産体制の確立を目指す農家を支援しています。

また、高止まりする燃料や電力料金の値上げ幅を補填するため、今年度、農業用年湯等高騰対策補助金を設け、農家の経営負担の軽減と次期作支援を行っております。

一方、価格上昇に伴う形で、農業生産が本来的な対価を得られるよう、生産から流通、加工、販売までのフードチェーンの各段階で適正取引を推進し、持続可能な再生産を可能にする農産物の適正な価格形成に向け法制度の検討を急ぐよう、全国農業委員会ネットワーク機構を通じた要請を行っております。

農業生産が産業として維持するためには、消費者をはじめ、国民理解の醸成が不可欠であるため、食料・農業・農村基本法に基づく早急な国の政策を求めてまいります。

2つ目の、持続可能な農村集落を形成するための町の支援についてということについてお答え申し上げます。

多くの地域において、農村集落は高齢化、人口減少の進行で、農業生産のみならず、農地、林地、水路などの重要な地域の資源の保全や、買物、子育てなど生活サービスといった集落維持に必要な機能の弱体化が進んでいると言われております。

地域の皆様に御協力を頂いています自治会ミーティングにおきましても、それぞれの集落がインフラの保全や空き家、獣害、人材の不足など困難な課題に直面している現状をお伺いし、地域運営の御苦勞を切実に感じているところです。しかしながら、農村集落での地域づくりには、コミュニティ活動に加えて農業を続ける取組が重要であり、農業生産を軸に様々な関係者が連携して活動することが求められます。

その支援の一例としまして、農林水産省では昨年度から農家、非農家が一体となっ

て農地の保全から地域資源の活用、生活支援に至るまで、集落機能を補完する活動に取り組む農村型地域運営組織、農村RMOの形成を推進しています。まだモデル的な段階ですが、全国で幾つもの地域が取組を始め、滋賀県でも伴奏型支援を行うなど、主体的で持続的なコミュニティの形成に動き出しています。

小菅議員御提案のとおり、多様な農業者、住民が一体となって、農地や空き家、農産物といった資源を活用し地域産業化する取組は、農地だけでなく集落機能の維持発展にも寄与すると考えます。町におきましても、集落機能の維持に対する複合的な課題の解決に向け、空き家バンクや特産品の振興など、それぞれの地域にふさわしい取組を関係機関とともに考えてまいります。

以上です。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君、最初に、物価高騰による価格転嫁ができない農産物について再質問があればお願いします。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。答弁聞きましたので、もうよろしいです。

次に行きます。次の農村集落についての支援についての話をさせていただきます。今、農村集落について、自主性を重んじた集落は自らが動いていきます。自主性をいかに重んじて生かすかというのが私は課題かなと思います。まちづくり、集落機能の維持で、今日も昨日も自治会基本条例という話が出てました。久保田議員なり村田議員、今日は河村さんのほうから宮田村の話も出てました。それも愛知川町時代に、村づくり委員会をつくって動いた集落があるんです。それはどこへ行ったんやろうなど、消えたんですよね。この甲良町の話も、私ら、愛知川町のバスに乗って甲良町のほうにずっと研修に寄せてもろたこともあります。それが昨日の村田議員さんの質問により、あ那时的村づくり委員会が自治会条例の基になってんねやなというのが確信しました。それはどこ行ったんという話、愛知川時代から愛荘町になって、ほんで条例だけは残ってつくり上げてるけど、まちづくり、むらづくりというのがどこに行ったのかなというのが、ちょっと昨日疑問に思いました。長野では、そういう委員会の中に私も属させてもらい、ある委員組織の中で、村の字のええところのカレンダーを作って集落に配ったという話ができただけのも事業化されたのもあります。その辺がどうなったんやろうなという部分、また川久保地域さんのほうにも行ったときに、そういう村づくり委員会の中であの公園ができたんじゃないのかなというふうな話も聞かせてもらったことがあります。もともと、愛知川町時代、秦荘の時代はどうだったんか分

からないですけど、愛知川町時代にはそういう村づくり委員会というのがあり、各集落の自治会は1年交代で変わっていきますけど、村づくり委員会というのはやっぱりそこを執行していく部隊、幾つかの組織をつくりながら集落に提案する部隊、また自治会にとっての諮問機関、自治会の諮問機関みたいな形になって、やっぱり人が動くことによって人が育つやないのかなというふうに感じます。何でもかんでも集落集落、集落からの要望要望というような形の中で動く町も大変やろうし、やっぱり自治活動の基本条例の制定の中でのまた住民参加型というふうな形をつくることによって、人も動くし人づくりもできるしというふうには私は感じます。だから、そういう中での農村支援というふうな考え方について副町長の意見を述べてもらいたいと思います。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをさせていただきます。

私、自治会ミーティングに出席をさせていただいたり、あるいは字の広報誌を拝見させていただいていて思うことなんですけれども、当町内、字の役員さんとそれから農業委員会といますか、農業委員さんの役員とか、本当にもう密に活動されているなというのを常々感じております。それがその愛荘町の集落というところの良さなんだろうなというふうに思っております。県では平成の初めぐらいから集落営農ということを進めておりますけれども、当町でも積極的に取り組んでおられて、そのところでつくられてきた農業の主体というのが、字の中でもその主要な生産の主体として活躍されている字がたくさんあるというふうには認識をしております。

今ほど村づくり委員会のお話も頂きましたけれども、答弁の中で先ほど産業政策監がお答えさせていただいた農村RMOというのを紹介させていただきましたけれども、これがまさに集落の中の農家の方、非農家の方が一体になって、自分のところの村をどうしていこうかというところについて議論する、そういう場やというふうに思っておりますので、新しい取組なのでちょっと尻込みするということではなくて、今のこの自分たちの村をどうしていこうかというのを、その例えば村づくり委員会という名前でもいいかと思えますし、また別のような話合いの母体というのをおつくりいただくということでも良いのかと思うのですけれども、町のほうからも全国的な取組の事例の先進例であるとか、そういったことも情報もお伝えできるかと思っておりますので、自分たちの村の農業生産も含めて農村どうしていこうかというふうなところの思いをま

た町のほうにも頂いて、町のほうからもいろいろ御提案させていただいて、新しい次のステップというところを踏み出していければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 今、副町長のほうから提案という話、また意見を町のほうへという話があったんですが、自治会条例の中での集落支援という部分、やっぱり条例の中での町のまとめ、集落に落としていくというリーダーシップになって、町民は主役であって行政は裏方に回るといような形が私は自治に対していいのかなと思います。今、単独的に動かれている共助と言われる部分に関しては、福祉課とか愛の郷がやってる見守りサポート会議、一自治会が主に一生懸命になってそういう地域を見ていくという話、農村・農林に関しては丸ごと保全活動、単独で言うと丸ごと保全活動、まだ50集落のうちの20集落余りしかないんですけど、その分の中での地域のごとは地域で何とかしようという自治組織、もう1つくらい安全課で言うと自警団というのも自治組織、何とかしようという部分であろうかなと。そういうのを総合して考えると、中での村づくりというふうな考え方が生まれてくるんじゃないのかなと。そのむらづくりという自主性を動かすことによってやっぱり地域が活気づいてくる、言われてするより自らが動いたほうが元気があるというのがあります。だから、そういう方向性を農村集落に支援として向けていく、施策として向けていくというのがこれからの時代なんかなと。何でもかんでも行政行政と頼んだらええんやけど、受けたほうはあれやろうけど、出したほうが楽ですけど、けどその辺がうまいこと絡むような形が私は一番いいのかなと。住民自体が主役になってというのが一番いいのかなと、言われるより自分ら自らが動くというのがいいのかなというふうな、そこを行政がバックアップしていくというのがいいのかなというふうに思います。という私の農村集落の支援という話の中でまとめさせていただきたいと思います。

次に行きます。まちなカレンダー、ごみカレンダーの提案。

令和5年度より見えにくいごみ出しカレンダーになりました。町の財政問題で、見にくく文字が小さくなった。住民はごみ出しの日程を見るだけではなく、日常のカレンダーとして愛用してきたと思う。財政を削ることも大事かもしれないが、もう一度違った目で考えはできないのかというところです。質問を2つ聞きます。

町のカレンダーとしての活用はどうか。町の観光、催物、イベント事業などのお知

らせを盛り込んだ形の中でのカレンダーとして、ごみの収集日の日程などを明記させたらどうか。くらし安全課だけでなく、横断的に商工観光課、観光協会等の町の情報カレンダーとして制作を考えたらと思いますが、お尋ねを申し上げます。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） ごみカレンダーにつきましては、現在、仕様について町民アンケートを取っており、その結果も踏まえ、全ての世代に優しいカレンダーとなるよう改良を進めているところでございます。

議員からの町の総合的な情報カレンダーとして活用してはどうかの御提案につきましては、町の行事やイベント全般、ごみ関係を年間カレンダーに集約することで情報の一元化は図れると考えます。しかし、町の行事やイベントをまとめて年間カレンダーに掲載した場合、情報の集約方法や内容、当初予定からの変更や追加などで混乱を招くおそれがあるほか、情報量が多くなることでかえって高齢者の方にとっては判別しがたくなるといったデメリットが考えられます。

現在、町や関係団体の行事予定、ごみの回収スケジュールなどは月単位で広報誌に子育てや健診などといった住民の知りたい分野ごとに掲載をしており、広報誌の記事と併せてお知らせしているところです。

提案いただきました件につきましては、滋賀県内においてもそうした活用実績がないことも踏まえ、ごみカレンダーを総合的なまちのカレンダーとして作成することについては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ごもっものとおりでと思います。予定は変わるし、情報が間違っていたら大変やという話もよく分かります。よろしくお願ひします。

次に行きます。各事業所、商店、団体に出されるカレンダーにごみ出し日程の情報を提供する、またスポンサーなどを置くことも考えるが、ごみカレンダーだけでなく総合的な町のアピールできる情報を盛りだくさんに考えたらいいがということをお尋ねします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 各事業所、商店の団体等が作成されるカレンダーに町のごみ回収の日程を掲載いただき周知いただくことは、企業と行政の協働による取組であるというふうに考えます。

ごみ回収の日程については、町ホームページにごみカレンダーとごみの区別と出し方等を具体的に掲載させていただいておりますので、企業、団体様がこれらの情報を活用して周知に御協力いただけるとありがたいことだと存じます。

また、御提案いただきましたごみカレンダーのスポンサー制度につきましては、令和5年度からの仕様を変更しており、今後も少ない資源で全ての世代に優しいデザインとしていく上で、掲載のスペースにも限りがあることから、事業所等のニーズや他市町の状況の把握に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ホームページ等に記載されているのでお使いくださいというような答弁もありましたので、そのホームページの中に、使われる事業者様等についてはカレンダーにも使ってもらってよろしいですよというようなアピールもあれば、使ってくれはる人は使ってくれはるしというような考え方もあろうかなと思いますし、また今、各家庭に配られているカレンダーに、またそのごみカレンダーのやつをシールみたいな形でぺちゅぺちゅ貼れるような形も面白いかなというふうに思ったりもします。

次に行きます。最後です。まちづくり総括として今回3項目の一般質問をさせていただきました。総合的に全体を通して町長のお考え、感想を、総括してお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 小菅議員からは、普通河川や町道をはじめとする公共のインフラ整備事業について、また近年の農業問題について、また町のごみカレンダーについて、大きく3点の御質問を頂きました。

1つ目の公共インフラの整備につきましては、安全・安心で豊かな暮らしを支えるまちづくりのため、交通安全対策の推進や防災・減災対策の強化といった観点から事業を進めております。各字から区長様を通じて、あるいは自治会ミーティングでお伺

いした折に数多くいただいております御要望は建設・下水道課が主となって進めてまいります。市内での協議の場で私の思いも伝えながら取り組んでおり、できる限り地域の御要望にお応えしてまいりたいと存じます。

次に、2つ目の今年また近年の農業問題についての御質問ですが、自然を相手に日々大変御苦勞を頂きながら、町内の広大な農地を耕作することで、守っていただいている農家の皆様の切実な思いを代弁いただいていると感じました。世界情勢の変化で我が国の農林水産業はよりチャレンジにさらされており、食料安全保障という言葉がこれまでに聞く聞かれます。食料の国産化も、生産コストの価格転嫁も、明日の食をどうしたいのかという視点で社会全体で考えなければならないものと考えますが、町においては農業再生協議会、JAなどの関係者の皆様とともに生産者の負担軽減に取り組んでまいりたいと存じます。

また、住民の暮らしを支える公共インフラや農業施設、公共施設の維持整備などは限られた予算の中で進めているところであり、町として財源確保のために国や県に的確に要望を行うなどして整備のスピードを速めるよう努めてまいります。

最後に、3点目のごみカレンダーの活用につきましては、直ちに御提案の内容を踏まえた変更は難しい旨の御答弁をしたところですが、町の様々な情報、独自の取組や施策等を集約し町民の方々にお届けすることは重要と考えており、広報誌や町公式ライン等の媒体の一層の活用を工夫してまいりたいと存じます。

以上、まちづくりに係る3点の御質問への総括的な答弁とさせていただきます。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ありがとうございます。町公共事業についての話をさせてもらいました。どの課がやっていったほうが良いか、どういう事業を使っていったらええかということ等々について話もさせてもらいました。どういう場所でそういう議論をするかということなどを部署を持ってもらったほうが事業がスムーズに進むんやないのかなというふうな提案です。その点について、町長、最後に話、この御答弁願いたいと思います。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 御答弁申し上げます。今日は担当課がそれぞれに御答弁、また副町長も答弁に立ってくれておりますけれども、おっしゃることは大変よく大事であるなど思いながら今日も拝聴しておりました。もちろん、積み重ねたものがある中

において、各課が長けているところ、やっぱりこれはこの事業に乗せに行くのがいいよねとか、新たな国のほうの例えば骨太の方針ということが示されたときには、内閣府のほうのどの事案であったり、各それぞれの省庁から出てくる新たな取組、施策、近年で言うとも田園都市国家構想ということもございましたけれども、様々な施策のメニューということに、じゃあ既存今ある事業を当てはめながら、その事業のスピードアップにつながらないのかということの議論というのは、担当課はもとより、それぞれの所管で協議しながら、またいろんなそういう国のほうのメニューということを未来創生課のほうも所管として取りながら、また実際のところは各課も結構、横の市町との連携とか県との連携とかも取ってくれながらやってくれています。そういう点においては、アンテナを高め持つということは普段からしていただいているのかなというふうに思いますけれども、とは言え、より広い視野でした場合には、もしかしたらまた違うメニューというのが、お付き合いをしていくと出てくるということも当然あると存じますので、所管課ということではございますけれども、全体としてより町の事業のスピードアップやその構築ということに資する予算化なり対応ということを今後も図ってまいりたいというふうに存ずるものでございます。

大変良い御指南ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。しっかりした施策の中で、国から出てくるしっかりした施策、事業の中で、総合的に考えていただき、総合的な事業のやり方をもって、縦社会じゃなく横の社会もつながっていきながらやっていってほしいかなと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、2番、小菅久宣君の一般質問を終わります。

予定しておりました10名の一般質問をこれで終わりました。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。この後13時から、執行部を含め全員協議会を行いたいと思います。本会議の再開はおおむね14時からとします。よろしくお願ひします。

休憩 午後0時14分

再開 午後3時00分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第65号の上程、説明、質疑

○議長（村西作雄君） 日程第2 議案第65号 愛荘町少年センター設置条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長兼国スポ・障スポ開催準備室長（陌間秀介君） それでは、議案第65号 愛荘町少年センター設置条例につきまして説明をさせていただきます。議案書につきましては1ページ、改正条例等説明資料は1ページを御覧いただきたいと思います。改正条例等説明資料1ページにおきまして説明をさせていただきます。愛荘町少年センター設置条例の制定理由でございます。

少年に関わる問題は、複雑化、多様化していることから、より地域を注視し、現状把握と啓発を密にし、少年の健全育成、非行防止を推進するために、東近江市と愛荘町が協働設置してきた東近江少年センターを改め、愛荘町独自の少年センターを設置するために、設置及び管理に関する条例制定をお願いさせていただくものでございます。

愛荘町少年センター設置条例の要旨でございます。第1条、趣旨、第2条、設置、第3条が名称及び位置、第4条、事業、第5条、運営協議会、第6条、職員、第7条、委任。

施行期日でございますが、令和6年4月1日でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第65号 愛荘町少年センター設置条例を教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 愛荘町少年セ

ンター設置条例を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑

○議長（村西作雄君） 日程第3 議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。議案書は3ページ、改正条例等説明資料は2ページになります。説明資料で御説明させていただきます。2ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。愛荘町福祉医療費助成制度については、令和6年4月より助成対象を拡大することに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の趣旨でございます。まず1つ目、子どもを対象とした福祉医療費助成制度の拡充、義務教育終了から18歳到達の年度末にあるものを新たに助成対象といたします。なお、自己負担金として、入院1日当たり1,000円と通院1診療報酬明細書当たり500円については、町が負担するものとします。次に2つ目、障害者を対象とした福祉医療助成制度の拡充といたしまして、精神障害者1、2級を新たに助成対象といたします。ただし、精神障害者2級の場合は、身体3級、療育B1のいずれかを2種所有するものといたします。

改正後の条例は令和6年4月1日から改正するものです。

3ページから9ページについては新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を教育民生常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第4 議案第67号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 議案第67号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。議案書は5ページ、改正条例等説明資料は10ページとなります。説明資料で御説明させていただきます。10ページをお開きください。

改正の理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、このうち就学前の子どもに関する教育・保育などの総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、同基準の規定を参酌して定めている本町条例を同様に改正するものでございます。また併せて、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、引用条例の条項ずれについても改正を行うものです。

改正の要旨でございますが、まず内閣府で第67号の改正によるものです。特定教育・保育に提供するに当たっての取扱い方針を定める規定中の認定こども園法第3条、第11項の引用を改めるほか、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の規定において、引用法令、条項のずれを改めるものです。

次に、内閣府で第33号の改正によるものでございます。こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律等の施行を行い、引用法令、条項のずれを改めるものでございます。

改正後の条例は、公布の日から施行するものです。

11ページから24ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第67号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議案第68号、69号、70号については、最終日22日に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号、69号、70号については、22日の審議といたします。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第8 議案第71号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案第71号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせて

いただきます。補正予算書の14ページをお開きください。14ページでございます。

令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものです。

債務負担行為の補正第1条、債務負担行為は第1表、債務負担行為補正によるものです。15ページをお願いいたします。

特定健康診査事業に係る費用1,095万6,000円でございます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時12分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） これより先ほどの議案第71号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 全員起立であります。よって、議案第71号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第9 議案第72号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療

事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案第72号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。補正予算書の16ページをお願いします。

令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,703万8,000円とするものです。2項歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

19ページ、歳入歳出補正予算事項別証明書をお開きください。歳入の部でございます。6款諸収入3万8,000円は、過年度の保険料の還付に伴い、後期高齢者医療広域連合から返還金を受け取るための増額するもので、補正前の額2億2,700万円、補正後の額2億2,703万8,000円です。

次のページ、20ページの歳出の部でございます。3款諸支出金3万8,000円を増額するもので、歳入総額と同額、補正後予算2億2,703万8,000円でございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村西作雄君） 全員起立であります。よって、議案第72号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第10 議案第73号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案第73号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。補正予算書の23ページをお開きください。

令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,921万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,531万5,000円とするものでございます。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

26ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正事項別証明書でございます。

歳入の部でございます。3款国庫支出金1,221万8,000円を、4款支出基金交付金1,537万6,000円を、5款県支出金931万9,000円を、8款繰入金712万円を増額するもので、補正前の額16億610万4,000円を、補正後5,921万2,000円、補正後の額16億6,531万5,000円でございます。

次に、27ページの歳出の部でございます。1款総務費226万1,000円、2款保険給付費5,695万円を増額するものでございます。補正後の額16億6,531万5,000円でございます。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 全員起立であります。よって、議案第73号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（村西作雄君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、12月13日から21日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、12月13日から12月21日まで休会することに決定しました。

議会運営委員会を12月21日午前9時から開催し、全員協議会を午前10時から開催しますので、よろしくお願ひします。

再開は12月22日午前9時から本会議ですので、よろしくお願ひします。本日はこれで延会します。御苦勞さまでした。

延会 午後3時20分